

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 7 年 7 月 17 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 丸 山 章

記

- 1 監 査 の 種 類 随時監査「令和 5 年度定期監査における指摘事項の措置報告の確認調査」
- 2 監 査 の 対 象 浦川原区産業グループ、農林水産整備課、社会教育課（中央公民館）、市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ
- 3 監 査 の 着 眼 点 前回監査指摘事項は措置報告どおり改善されているか。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監 査 の 日 程 令和 7 年 5 月 28 日～7 月 10 日
- 7 監 査 の 結 果
 - (1) 浦川原区産業グループ
[安塚地域産業振興施設管理運営費]
令和 6 年度を調査した結果、契約書等の原本の管理、指定管理等の委託業務における契約から検収までの事務処理及び収入事務について、改善を確認した。
 - (2) 農林水産整備課
[南葉高原キャンプ場管理運営費]
令和 6 年度を調査した結果、指定管理業務における契約から検収までの事務処理及び指定管理者からの月例報告や実績報告の内容を複数で確認する体制を整え、疑義や修正が必要な場合は、適正に指定管理者に指導を行うなど、改善を確認した。

(3) 社会教育課（中央公民館）

〔八千浦交流施設はまぐみ管理運営費〕〔公民館管理運営費〕

令和6年8月以降の令和6年度分について調査した結果、施設利用に係る手続きや証拠書類に対する不備については、入浴利用券の管理簿や現金出納簿を作成するなど改善を確認した。しかし、支払事務において、令和7年度においても仕様書に明記した均等払の対応が行われていなかったことから、改めて厳正な事務処理・支払処理を行うよう対応されたい。

(4) 市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ

〔市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ管理運営費〕

令和6年8月以降の令和6年度分について調査した結果、財産収入の使用料の算出誤り、収入事務に係る不備について、改善を確認した。しかし、契約事務において、予定価格に応じた指名業者数の不足や1者指名の理由等が不明確のものがあったため、改めて基本的な事項を確認し、適正な事務処理を行うよう改められたい。